

東京都生産情報提供食品登録マーク取扱要領

15 産労農振第 2393 号

平成 16 年 4 月 1 日

一部改正 18 産労農食第 1228 号

平成 19 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、東京都生産情報提供食品事業者登録制度（以下、「登録制度」という。）実施要領第 6 の（3）に定める生産情報提供食品登録マーク（以下、「登録マークという。」）が広く都民に親しまれ、登録制度が食品事業者及び消費者に身近な制度として定着する事を目的として必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 登録マークは、別図のとおり定める。

(使用の範囲)

第 3 条 登録マークは、登録制度において、都が使用を認めた者だけが次のいずれかにおいて使用することができる。

- (1)登録食品を取扱っている場合の登録した事業者の事業所、店舗及び車両等
- (2)登録した食品またはその容器包装及びその広告
- (3)登録した食品を取引する際の書類等
- (4)その他東京都が適当と認める場合

(使用料)

第 4 条 登録マークの使用料は、無償とする。

(報告および調査)

第 5 条 東京都は登録マークの使用状況について報告を求め、又は、調査することができる。

- 2 東京都は、前項により登録マークの使用が適切でないときとは東京都生産情報提供食品事業者登録を取り消すことができる。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

〔別図〕

東京都生産情報提供食品登録マーク

